

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業価値を継続的に向上させるため、経営環境の変化に迅速に対応できる効率的な組織体制を構築するとともに、公正で透明性の高い健全な企業経営に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

すべての原則について、2018年6月の改訂前のコードに基づき記載しております。
該当事項はありません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4:いわゆる政策保有株式】

当社は、取引関係の維持・発展などを目的に、経済合理性や将来見通しを検証した上で、必要と判断される株式を保有いたします。
また、政策保有株式に係る議決権の行使につきましては、中長期的な企業価値向上に資するか否か等を総合的に勘案し、個々の議案につき精査のうえ決定いたします。

【原則1-7:関連当事者間の取引】

当社は、取締役の利益相反取引については、取締役会の承認を得ており、その結果についても取締役会にて報告しております。
また、関連当事者との取引についても、取締役会の承認を得ております。

【原則3-1(i)～(v):情報開示の充実】

(i)当社の経営理念・経営方針

当社の経営理念・経営方針については、ホームページをご参照ください。

当社は、中期経営計画を策定・公表いたしております。概要はホームページにて開示いたしております。当該計画の達成を目標として、企業経営に努めてまいります。

(ii)コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社は、企業価値を継続的に向上させるため、経営環境の変化に迅速に対応できる効率的な組織体制を構築するとともに、公正で透明性の高い健全な企業経営に努めてまいります。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の経営陣幹部・取締役(社外取締役は除く)の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上、及び優秀な人材の確保を目的として業績連動型報酬制度と株式報酬型ストックオプション制度を採用しております。業績連動型報酬制度は、前事業年度の会社業績(経常利益)を反映させて年間の報酬を確定させる年俸制としております。社外取締役の報酬は、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、固定報酬としております。報酬はいずれも取締役会にて決議しております。

報酬限度額は2006年6月29日開催の第107回定時株主総会において、決議された支払限度額を上限としております。

なお、退職慰労金制度は2006年6月をもって廃止しております。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任(選定)と取締役・監査役候補の指名については、以下の基準に従い総合的に判断し、取締役会にて決議しております。なお、代表取締役は、経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に当たって、社外取締役・社外監査役の助言を得ることといたします。

○経営陣幹部の選任(選定)基準及び取締役候補の指名基準

- (1)心身ともに健康であること
- (2)人望、品格、倫理観を有していること
- (3)経営陣としてのリーダーシップを有していること
- (4)誠実な職務遂行に必要な意思と能力を有していること
- (5)経営に関して客観的判断能力を有していること
- (6)社外取締役については、出身の各分野における実績と深い見識を有していること

○監査役候補の指名基準

- (1)心身ともに健康であること
- (2)人望、品格、倫理観を有していること
- (3)経営全般にわたり幅広い経験・見識を有していること
- (4)取締役会に対して有益な助言や提言が行えること
- (5)社外監査役については、出身の各分野における実績と深い見識を有していること

(v)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、上記(iv)を踏まえて、取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際に個々の選任・指名について説明を行う所存であります。

【補充原則4-1(1):取締役会の判断・決定事項・経営陣への委任範囲の概要の開示】

当社における取締役会の決議事項は法令・定款に定められた事項、その他重要な事項であり、取締役会にて判断・決定を行っております。会社法で規定している決議事項以外の経営に関する重要な事項の内、一定金額を下回る事項につきましては、取締役会規則や稟議規程等で具体的な基準を設け、決裁権限を委譲しております。

【原則4-8:独立社外取締役の有効な活用】

当社は2015年6月開催の定時株主総会以降において、独立性が確保され、かつ幅広い経験、見識を有する社外取締役を2名選任しております。当社は、独立社外役員に対し取締役会の議案についての事前説明を行うこと等により、情報交換や認識の共有化を図っております。また、代表取締役と監査役会との定期的な意見交換を行い、経営陣と監査役会との連携体制を整備しております。さらに、独立社外役員も含めた取締役・監査役連絡会を定期的に開催し、経営会議の審議事項とその結果等を報告しております。なお、当社は、経営の全般的な事項にわたり、社外取締役・社外監査役の助言を得ることとしております。

【原則4-9:独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、以下の社外独立性判断基準に掲げる事項に全て該当しない場合、独立性を満たしていると判断しております。

社外独立性判断基準

- (1)当社及び子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、又はその他使用人に過去10年以内に就任したことがある者
- (2)当社を主要な取引先とする者(当社に対して製品若しくはサービスを提供しており、その取引額が当該取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%超に相当する金額となる取引先)の業務執行取締役、執行役、又は執行役員
- (3)当社の主要な取引先(当社が製品若しくはサービスを提供しており、その取引額が当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%超に相当する金額となる取引先)の業務執行取締役、執行役、又は執行役員
- (4)当社の役員報酬以外にコンサルタント、会計専門家又は法律専門家として当社から年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を得ている者
- (5)上記(2)～(4)までに過去3年以内に該当していた者
- (6)上記(1)～(5)までに該当する者の二親等内の親族

【補充原則4-11(1):取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方及びその開示】

当社の取締役及び取締役会に関する事項は定款に定めており、ホームページで開示しております。また、その選任に関しましては、会社の全部門にわたって管理・監督ができる人材を確保するという観点から、取締役の場合は勤務状況や実務経験、リーダーシップの有無、人格、能力等を総合的に勘案し、判断しております。

各取締役は経営企画、製造・研究、販売、財務・経理等の分野に精通しており、取締役会全体としてバランスのとれた構成になっていると考えております。

社外役員の場合は独立性が確保され、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識の有無等を総合的に勘案し、判断しております。

また、定時株主総会の招集通知の「株主総会参考書類」において、取締役・監査役候補者の指名理由を記載いたしております。

【補充原則4-11(2):他の上場会社の役員の兼任状況の開示】

当社の取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすべく、必要となる時間・労力を常に取締役・監査役の業務に振り向けております。

また、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼務するに際しては、合理的な範囲に留めております。

他の上場会社役員の兼任状況については、事業報告及び有価証券報告書にて開示いたしております。

【補充原則4-11(3):取締役会全体の実効性についての分析・評価の実施及びその結果概要の開示】

当社は、取締役会において毎年取締役会全体の実効性について、分析・評価のうえ、その結果の概要を開示することとしており、2017年度の分析・評価も実施しております。

具体的には、取締役・監査役全員に対しアンケート及び自由意見を求めることで実施しております。その結果、現状、当社の取締役会は、取締役会全体としての役割・責務を概ね実効的に果たしているとの評価に至りました。

なお、2016年度に課題として認識した「中期経営計画などの経営戦略や事業戦略に関する議論の充実」を図るべく、2017年度の取り組みとして中期経営計画や事業戦略に特化した議論を継続的に行えるよう、取締役会の中で新たに時間を設け、これらの議論が一定の成果を上げていることを確認いたしました。

一方で、これらの実施方法に関し、改善が必要との意見も寄せられており、引き続き議論の一層の充実を図るべく取り組んでまいります。今後も当社の取締役会が企業価値の向上に資するように努めてまいります。

【補充原則4-14(2):取締役・監査役に対するトレーニングの方針についての開示】

当社は、会社の健全な経営を確保し、法令遵守の徹底を図るため、弁護士等によるレクチャーを定期的に開催し、その求められる役割・責務の十分な理解を促すような機会を設けております。

その内容は、取締役・監査役の権限と責任及び法務リスク、内部統制に関わる事項等であります。新任取締役・監査役に対しては、就任後弁護士によるレクチャーを開催しております。

また、取締役・監査役は、会社の費用において社外の講習会等に参加し、必要な知識の習得や適切な更新等が可能な機会を設けております。

【原則5-1:株主との建設的な対話に関する方針】

1. 基本方針

・持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主・投資家及び証券アナリスト(以下、「株主・投資家」という)に対し、経営戦略及び財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示する体制を整備する。

・当社の経営戦略等を的確に理解して頂けるよう対話に努めることで、株主・投資家から信頼と適切な評価を得ることを目指す。

・株主・投資家から頂いたご意見・ご要望について、会社経営の参考として、企業価値の向上を図る。

2. 情報開示・対話のための体制

・経営陣幹部を筆頭にIR活動を展開する。

・IR部門担当役員を統括責任者とし、その管理下にIR活動を展開する担当部署を配置する。

・IR部門は、経営企画部門・会計財務部門・法務部門・総務部門・その他関係部門と適時情報交換を行い、有機的な連携体制を取り、対話の方法・内容等を検討し、適切な情報開示を実施する。また、各部門の責任者である経営陣が連携して、これらの活動を統括・推進する。

3. 対話手段の充実

・対話の手段として、以下の取組みを実施し、対話の充実に努める。また、対話の際には公平性・正確性・継続性を重視し、双方向なIR活動に努める。

- (1)アナリスト・機関投資家向け説明会、工場見学会、スモールミーティングの実施
- (2)アナリスト・機関投資家の個別面談の実施、個人投資家の電話対応の実施
- (3)国内外の証券会社カンファレンスを活用した会社説明会
- (4)ウェブサイトでの国内外の投資家へ向けた情報開示と意見投稿の機会の確保

4. IR自粛期間

・決算発表日前の一定期間をIR自粛期間とし、業績に関する問い合わせへの対応及び個別ミーティング等の開催は控える。ただし、業績数値が会社予想から大きく乖離する可能性がある場合には、適宜情報開示を行う。

5. フィードバックの方法

・株主・投資家との対話を通じて把握した意見・懸念事項等は、取締役会にて適時報告し、経営陣及び関係部門へのフィードバックを行う。

6. インサイダー情報の管理

- ・インサイダー取引防止規程に則り、未公表の重要事実の管理を徹底する。
- ・株主・投資家との対話の際には、インサイダー情報漏えいが発生しないよう、細心の注意を払う。
- ・インサイダー情報管理の徹底を図るため、定期的な教育を実施する。

7. 株主構造の把握

・定期的に実質株主調査を実施し、株主構造の把握に努める。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	19,948,900	6.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	15,273,800	4.70
株式会社みずほ銀行	11,028,655	3.40
三井住友信託銀行株式会社	7,502,000	2.31
日本生命保険相互会社	6,683,337	2.06
三井住友海上火災保険株式会社	6,624,000	2.04
農林中央金庫	6,492,500	2.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	5,785,300	1.78
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	5,376,300	1.66
株式会社山口銀行	4,972,000	1.53

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

上記「大株主の状況」は、平成30年3月31日現在の状況を記載しております。

株式会社みずほ銀行より平成30年2月7日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成30年1月31日現在で株式会社みずほ銀行他3社が28,136千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」は株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	化学
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は上場子会社を有しておりますが、当該会社の独立性を尊重する一方、当社の連結経営戦略におけるグループの一員としての役割も重視しております。独立会社としての業績向上と事業の発展に向けて、相互の関係強化を図ると共に、グループ全体の繁栄に寄与するよう運営・管理して参ります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
阿部 昴	他の会社の出身者													
小川 賢治	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

阿部 勲	<p>当社の取引先である興銀リース株式会社の取締役を務めた経験がありますが、取引の規模、性質に照らして一般株主と利益相反を生じるおそれがないものと判断しております。</p> <p>【略歴】 昭和44年7月 株式会社日本興業銀行入行 平成9年6月 同行取締役営業第二部長 平成10年6月 同行取締役業務部長 平成11年6月 同行常務執行役員 平成14年4月 株式会社みずほ銀行専務取締役 平成15年3月 同行代表取締役副頭取 平成18年6月 興銀リース株式会社代表取締役副社長兼副社長執行役員 平成19年4月 同社代表取締役社長兼CEO 平成25年4月 同社取締役相談役 平成27年6月 当社取締役 現在に至る。</p>	<p>金融、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を活かし、当社経営の監督・助言を行っていたため、社外取締役として選任いたします。</p> <p>また、当社の主要な借入先のひとつである株式会社みずほ銀行の代表取締役副頭取を務められた経験がありますが、退任後12年が経過しており、当社の「社外独立性判断基準」に掲げる事項全てに該当しないことから、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立性を有していると判断し独立役員に指定いたしました。</p>
小川 賢治	<p>当社の取引先である太平洋セメント株式会社の取締役を務めた経験がありますが、取引の規模、性質に照らして一般株主と利益相反を生じるおそれがないものと判断しております。</p> <p>また、当社の出身者である有馬雄造氏が同社の社外取締役に就任しております。</p> <p>【略歴】 昭和51年4月 小野田セメント株式会社入社 平成20年4月 太平洋セメント株式会社参与 平成22年6月 同社執行役員 平成24年4月 同社常務執行役員 平成24年6月 同社取締役常務執行役員 平成27年4月 同社取締役専務執行役員 平成28年4月 同社取締役 平成28年6月 当社取締役 現在に至る。</p>	<p>研究企画、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を活かし、当社経営の監督・助言を行っていたため、社外取締役として選任いたします。</p> <p>また、過去に取引関係のある会社での勤務経験がありますが、当社の「社外独立性判断基準」に掲げる事項全てに該当しないことから、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立性を有していると判断し独立役員に指定いたしました。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役は会計監査人の監査方法、監査計画等を調整し、会計監査人より会計監査実施報告を聴取しております。また、情報交換等を目的とした会合を適宜実施しております。

・監査役は監査部門より定期的に内部監査個別報告の聴取及び情報交換を定期的に行っております。また、内部監査計画についての報告の聴取並びに検討・協議をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
寺本 哲也	他の会社の出身者													
尾崎 恒康	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
寺本 哲也		<p>当社の取引先である栄研化学株式会社の取締役を務めた経験がありますが、取引の規模、性質に照らして一般株主と利益相反を生じるおそれがないものと判断しております。</p> <p>【略歴】 昭和45年3月 栄研化学株式会社入社 平成8年6月 同社取締役 平成17年6月 同社取締役兼常務執行役 平成18年6月 同社取締役兼専務執行役 平成19年4月 同社取締役兼代表執行役社長 平成26年6月 同社取締役兼代表執行役会長 平成26年6月 当社監査役 平成28年6月 栄研化学株式会社取締役会長 現在に至る。</p>	<p>企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を活かし、中立・公正な立場で監査を行っていただけるため、社外監査役として選任しております。</p> <p>また、当社の「社外独立性判断基準」に掲げる事項全てに該当しないことから、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立性を有していると判断し独立役員に指定いたしました。</p>

尾崎 恒康	<p>当社と取引実績のある西村あさひ法律事務所の弁護士であります。取引の規模、性質に照らして一般株主と利益相反を生じるおそれがないものと判断しております。</p> <p>【略歴】 平成6年4月 司法研修所 平成8年4月 検事任官 平成9年4月 福岡地方検察庁 平成11年4月 東京地方検察庁特別捜査部 平成15年4月 法務省大臣官房訟務部門行政訟務課付 平成16年7月 総務省行政管理局企画調整課行政手続室 平成17年7月 検事退官 平成17年8月 弁護士登録 平成20年1月 西村あさひ法律事務所パートナー 平成25年7月 西村あさひ法律事務所福岡事務所所長 平成26年6月 当社監査役 現在に至る。</p>	<p>過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を活かし、中立・公正な立場で監査を行っていただけのため、社外監査役として選任しております。</p> <p>また、当社は同法律事務所に対し、必要の都度、法律事務を依頼しておりますが、同法律事務所にも多額の報酬の支払いを行っていることはなく、当社の「社外独立性判断基準」に掲げる事項全てに該当しないことから、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立性を有していると判断し独立役員に指定いたしました。</p>
-------	---	--

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
その他独立役員に関する事項	

当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	

業績連動型報酬制度については、前事業年度の会社業績（経常利益）及び個人業績を反映させて年間の報酬を確定させる年俸制としております。また、平成18年度より年功報酬的な意味合いの強い役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプション制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
該当項目に関する補足説明 更新	

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の皆様と価値共有を進めることを目的に、社内取締役及び従業員（当社執行役員）に対し、ストックオプションを付与しております。平成30年3月期は、社内取締役8名及び従業員（当社執行役員）23名に対し合計61,973個（新株予約権1個につき0.5株）付与いたしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

・平成30年3月期における、取締役及び監査役の報酬等の総額は次のとおりです。
(1) 取締役 支給人員12名、報酬等の総額404百万円（うち社外取締役 支給人員2名、報酬等の総額24百万円）
(2) 監査役 支給人員5名、報酬等の総額69百万円（うち社外監査役 支給人員2名、報酬等の総額21百万円）
なお、上記には、平成29年6月28日開催の第118期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。また、(1)取締役報酬等の総額には、ストックオプションとしての新株予約権30百万円を含んでおります。

・役員ごとの報酬等の総額
報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度は、業績連動型報酬制度となっており、前事業年度の会社業績(経常利益)及び個人業績を反映させて年間の報酬を確定させる年俸制を導入しております。取締役の報酬総額は平成18年6月29日開催の第107回定時株主総会で決議された年額7億200万円以内となっており、個別の報酬額は取締役会において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- ・社外取締役については取締役会事務局から、社外監査役については監査役会事務局の専任担当者からの連絡体制(随時)を整備。
- ・取締役会決議案件等については、事前の資料配布等により説明を実施。
- ・重要会議の審議内容について定期的に報告を実施。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
宇田川 憲一	名誉顧問	・公的団体活動、社会貢献活動等 ・経営・事業に関する助言	非常勤、報酬無	2016/3/1	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 1名

その他の事項 更新

- ・相談役の選任は取締役会決議によります。
- ・相談役、特別顧問、名誉顧問に関する内規を定めております。
- ・相談役、特別顧問、名誉顧問は、経営・事業に関する助言を行うことはありますが、業務執行及びその監督には一切関与しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 企業統治の体制

・取締役、取締役会

当社の取締役会は、取締役9名(このうち、社外取締役2名)で構成しており、原則として月1回以上開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役及び執行役員による業務執行を監督しております。また、執行役員の選任、解任及び業務執行の分担は取締役会の決議により決定しております。この他、意思決定の迅速化を図るため、経営会議を原則として毎週開催し、経営の重要案件を審議しております。また、取締役・監査役・事業部長・関連部長等によって構成される経営連絡会を原則として月2回開催し、各部門の事業状況報告、稟議事項に関する説明及びその他の重要事項の連絡を行っております。

・監査役、監査役会

監査役制度を採用し、監査役会(原則として月1回開催)は企業経営に精通する、又は法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役4名(このうち、社外監査役2名)で構成し、取締役の業務執行について監査をしております。具体的には、取締役会その他重要な会議への出席、取締役からの報告の受領、重要な決裁書類等の閲覧等を行っており、経営・業績に影響を及ぼす重要な事項に関しては、取締役・監査役連絡会を設け、監査役が適時的確な報告を受けております。また、監査室、内部統制委員会及び会計監査人とは、適宜情報・意見の交換を行い、監査の効率性と実効性の向上を図っております。更に、グループ会社の監査役とも連携し、定期的な情報・意見の交換を行っております。なお、監査役職務遂行機能の強化を補助するため、監査役会に監査役会事務局を設置しております。

・内部監査

内部監査専門部署として監査室を設置し、現在9名で運営しております。監査室は、当社及びグループ各社の内部統制の改善・強化に向け、業務に関する内部監査等を行い、その監査結果は代表取締役社長に報告しております。

・その他

当社は、CSR委員会、コンプライアンス委員会、独占禁止法遵守委員会、輸出管理委員会、RC委員会、CO2削減・有効利用推進委員会及び内部統制委員会の設置や東ソーグループ行動指針の制定を行い、法令の遵守を始め社会的責任の遂行に努めております。また、必要に応じて弁護士等にアドバイスを求めることとしております。

また、経営の透明性を高めるため、決算発表の早期化など積極的かつ迅速な情報開示に努めており、インターネットを通じても幅広い情報開示を行っております。

なお、財務報告に係る内部統制報告制度への対応として、内部統制委員会が評価計画を策定し、監査室と連携して有効性評価を実施しております。

(2) 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は小林雅彦、桑本義孝及び岸田卓であり、有限責任 あずさ監査法人に所属しております。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他8名であります。

(3)責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立性が確保されかつ幅広い経験、見識を有する社外取締役及び社外監査役を選任することにより、会社の業務執行に対する中立的・客観的視点からの監視機能による適正なガバナンス体制の確保がなされると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の3週間前に発送
電磁的方法による議決権の行使	第113期株主総会(平成24年6月28日開催)より実施
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	第113期株主総会(平成24年6月28日開催)より議決権電子行使プラットフォームに参加
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページに英文の招集通知を掲載
その他	招集通知及び事業報告書のビジュアル化 当社ホームページにて招集通知を発送日前に掲載

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を第2四半期、年度決算発表直後に開催(説明会の模様はホームページにて動画配信) 電話会議を第1四半期、第3四半期決算発表直後に開催(電話会議の模様はホームページにて音声配信)	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページの「投資家情報」で、決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書・四半期報告書、事業報告書、アニュアルレポート、電子公告等を掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報室が担当。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は環境保全と安全及び健康の確保が経営の最重要課題であると認識し、「環境・安全・健康基本理念及び行動指針」を制定し、また各事業所でも環境方針を定めています。さらに、製品の開発から製造、使用、廃棄に至るまでの環境・安全確保対策及び改善を実施する自主管理活動の「レスポンシブル・ケア(RC)」に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社はコーポレート・ガバナンスが有効に機能するためには、内部統制システムの構築が必要不可欠であると考えております。取締役会が決議した内部統制システムの整備についての基本方針は以下の通りです。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンスに係る規程を制定し、取締役・使用人の規範となる行動指針を定めるとともに、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、社内教育を含めた全社横断的な取組みを行う。
 - ・内部通報制度を設け、常にその実効性の確保に努める。
 - ・監査部門が、コンプライアンスの実践状況につき、監査を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、社内規程に従い、適切な保存及び管理を行う。
 - ・取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・生産活動や販売活動の遂行に関連する各種リスクに対応するため、規程を制定し、リスク管理体制を整備する。
 - ・日常の各事業活動における個々のリスクに対する管理については、担当取締役の下で各部門が自立的運営を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・事業運営に係わる重要事項については、社内規程に従い、経営会議の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。
 - ・取締役・監査役・事業部長・関連部長等によって構成される経営連絡会において各部門の事業状況報告、稟議事前説明及びその他の重要事項の連絡を行う。
- (5) 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・子会社の管理運営に関する規程を制定し、その適正な運用を図る。
 - ・子会社から、定期的又は適宜に事業運営に係わる報告を求める。
 - ・子会社毎に責任部門を定めて子会社の事業運営の管理を行うとともに、子会社に取締役や監査役を派遣して、子会社におけるリスク管理及び効率的な業務執行のための助言・指導を行う。
 - ・東ソーグループとしてのコンプライアンスに係わる行動指針を定め、これを周知する。
 - ・総務、法務関連部門によるグループ横断的なコンプライアンス活動、RC(レスポンシブルケア)活動等を行う。
 - ・監査部門が子会社に対して監査を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役の職務を補助するため、監査役会の下に監査役会事務局を設置し、専任の使用人を配置する。
 - ・当該使用人は、監査役から直接指揮命令を受けるものとする。
 - ・当該使用人の人事については事前に監査役会と協議を行い、その承認を得る。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 - ・取締役及び使用人は、職務執行状況等について取締役会等の重要な会議を通じて、適宜適切に監査役に報告する。
 - ・重要な決裁書類及び諸会議の議事録を監査役に回付する。
 - ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、定期的又は適宜に必要な報告を行う。
 - ・内部通報制度の窓口が受付けた通報内容は監査役に報告するものとする。
 - ・監査役を内部通報制度における通報先の一つとする。
 - ・内部通報制度の通報者が、通報したことを理由として不利益な取扱いを受けないよう、規程に定める。
- (8) 子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
 - ・子会社から受けた事業運営に係わる報告については、適宜監査役に報告する。
 - ・子会社の取締役等に対し、適宜当社の監査役に報告するよう要請する。
 - ・内部通報制度においては、子会社に係る通報及び子会社からの通報も受け付けるものとする。
- (9) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係わる方針に関する事項
 - ・監査役が職務の執行上必要と認める費用または債務の処理について、会社に請求することができるものとする。
- (10) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役と代表取締役との会合を定期的に行い、経営全般に亘る事項について意見交換を行う。
 - ・監査役と監査部門との情報交換を定期的に行い相互の連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

・反社会的勢力排除に関する基本方針

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社は、「東ソーグループ行動指針」を制定し、社員全員に配布しており、その中で、反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持たないこと、また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等を渡すことで解決を図らないことを定めています。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力の排除については、担当部署を総務部と定めて、弁護士や警察などの外部専門機関と連携を図り、具体的な対応を行う体制として

います。また、これらの外部専門機関から反社会的勢力に関する情報の収集を行い、その情報は、適宜、関連部署及び関連会社に伝達し周知を図っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、平成18年2月28日開催の当社取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針」(以下「当方針」といいます。)を決議し、平成18年6月29日開催の第107回定時株主総会において、株主の皆様から当方針をご承認いただき、以後の定時株主総会における取締役選任議案をご承認いただくことにより、当方針を継続しておりました。

しかし、当方針について改めて検討を重ねた結果、当方針の決議時と比較すると、当社を取り巻く経営環境等が変化しており、当社グループの企業価値の向上をさらに進めていくうえで、当方針を継続することの意義が相対的に低下してきていると判断し、平成27年5月11日開催の当社取締役会において、当方針を同日付けで廃止いたしました。

なお、当社は、今後とも中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上にグループをあげて取り組んでまいります。

また、当方針の廃止後も、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様との検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制について
模式図は添付1のとおりです。

2. 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

適時開示に関し、情報取扱責任者は経営管理室担当役員、情報取扱部署は経営管理室、公開担当部署は広報室となっています。

(1) 決定事実の開示

取締役会で決議した決定事実のうち、経営管理室担当役員が適時開示事項に該当すると判断したものは、広報室を通じ適時開示を実施します。

(2) 発生事実の開示

重要事実該当する可能性がある事実が発生した場合、当該事実の発生を認識した関係各部署は、経営管理室担当役員に報告し、必要に応じ取締役会に報告します。決定事実の場合と同様、経営管理室担当役員が適時開示事項に該当すると判断したものは、広報室を通じ適時開示を実施します。

(3) 決算情報の開示

決算情報については、取締役会での決議後、経営管理室担当役員の指示のもと広報室を通じ速やかに適時開示を実施します。

(4) 子会社に係る情報の開示

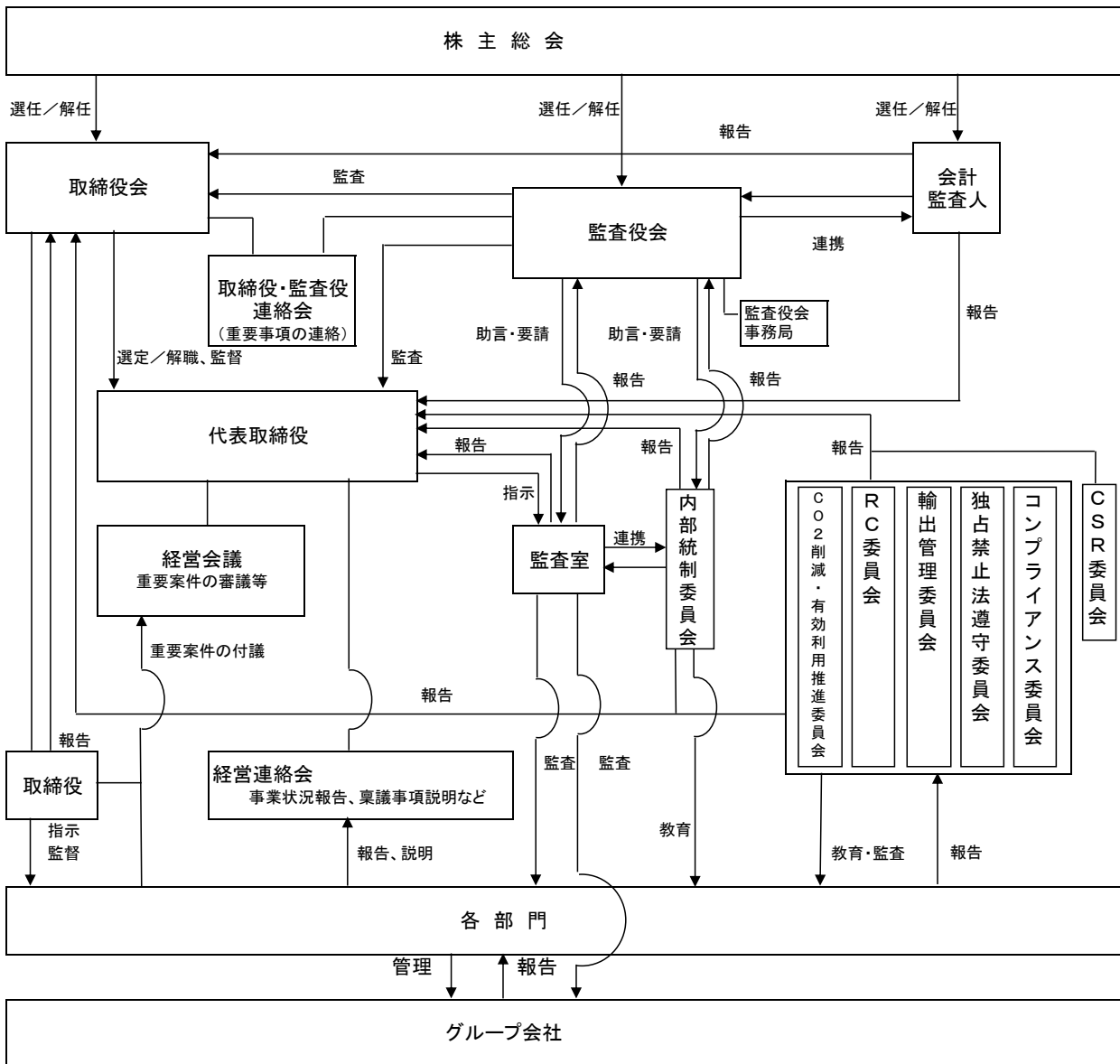
子会社に係る情報についても、重要事実該当する可能性があることを認識した関係各部署は、経営管理室担当役員に報告します。経営管理室担当役員は適時開示事項に該当すると判断した場合、広報室を通じ適時開示を実施します。

(5) 内部情報の管理

役員及び従業員における内部情報の管理については、社内規程「インサイダー取引防止規程」の運用により徹底を図っています。

なお、適時開示体制の概要に関する模式図は添付2のとおりです。

【添付1】



【添付2】

適時開示業務フロー

